

2020年 JMRC近畿共通規則書変更について

JAF 公示 No.2019-WEB023 「2020年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定の制定」に記載されている、第1章 総則 第32条2.の変更に伴い、JMRC近畿共通規則書についても、下記のとおり変更します。

2020年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定の制定

※下線部分：変更箇所

2020年規定	2019年規定
<p>第32条 競技車両のパドック待機</p> <p>1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。</p> <p>2. <u>パドック待機中の競技車両はタイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整</u>作業を除き、<u>変更、交換</u>作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。</p>	<p>第32条 競技車両のパドック待機</p> <p>1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする（コースを走行中または走行のための移動を除く）。</p> <p>2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）の<u>軽微な作業</u>を除き、<u>調整、変更、交換</u>作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。</p>

「2020年 JMRC近畿共通規則の変更」

■ 38ページ

2020年規定	2019年規定
<p>第12条 車両検査</p> <p>12-3 車両検査終了後の車両は、<u>タイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整</u>作業を除き、<u>変更、交換</u>作業を行う場合は、事前に技術委員長への届出及び承認を必要とする。</p>	<p>第12条 車両検査</p> <p>12-3 車両検査終了後の車両は、タイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換等の<u>軽微な作業</u>を除き、<u>変更作業</u>を行う場合は、事前に技術委員長への届出及び承認を必要とする。</p>